



町税等の納め忘れはありませんか

6月1日の固定資産税の第1期納期には、約1530件の前納がありました。ありがとうございます。納期を過ぎた町・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料をまだ納めていない方は、至急納めてください。
毎週木曜日は、午後8時まで役場税務課で納付できます。
※納税の時は、釣り銭の無いようお願いいたします。

今月の納期

- ◎町・都民税…第2期
- ◎国民健康保険税…第2期
- ◎介護保険税…第2期
- ◎長寿(後期高齢者)医療保険料…第2期

納期は8月31日(月)です。

問合せ 税務課 ☎557-7529

固定資産税の各種減額措置

納税には、便利な口座振替をご利用ください。
問合せ 税務課 ☎557-7529

【省エネ改修】
平成20年1月1日以前に建てられた住宅(貸家は除きます)で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までに、一定の省エネ改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。
対象 工事が30万円以上の次の工事
① 窓の改修(二重サッシ・複層ガラスなど)

不用品交換 交渉は当事者間で

※費用が掛かることがあります

ゆづりませ

- ▶ランドセル(赤・黒)
- ▶子供服(小学校低学年女子用)
- ▶二中制服(男子用2着)

ゆづってください

- ▶子供用自転車(18~22インチ女子用)
- ▶自転車
- ▶ミシン
- ▶瑞中制服(女子用)
- ▶競泳用水着(高校生男子用)
- ▶二段ベッド
- ▶二中制服・体操着・水着(女子用)

問合せ 産業振興課 ☎557-7633

固定資産税の各種減額措置

【省エネ改修】
平成20年1月1日以前に建てられた住宅(貸家は除きます)で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までに、一定の省エネ改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。
対象 工事が30万円以上の次の工事
① 窓の改修(二重サッシ・複層ガラスなど)

固定資産税の各種減額措置

【バリアフリー改修】
平成19年1月1日以前に建てられた高齢者や障がいのある方などが居住する住宅(貸家は除きます)で、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに、一定のバリアフリー改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。
対象 補助金などを除く自己負担額が30万円以上の次の工事
▼廊下の拡張、階段こう配の緩和、浴室の改良、便所の改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化
適用範囲 1戸当たりの居住部分の床面積100平方メートル相

固定資産税の各種減額措置

【住宅耐震改修】
昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日から平成27年12月31日までに、建築基準法に基づく現行の建築基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるように耐震改修工事を行った場合、家屋の固定資産税を一定期間減額します。
対象 1戸当たりの工事が30万円以上の工事
工事完了時期・減額期間
▼平成18年1月1日~21年12月31日に改修した場合
：3年度分
▼平成22年1月1日~24年12月31日に改修した場合
：2年度分
▼平成25年1月1日~27年12月31日に改修した場合
：1年度分

適用範囲

1戸当たりの居住部分の床面積120平方メートル相当分まで

減額割合

固定資産税額(家屋)の2分の1を減額

申告方法

改修後3カ月以内に、耐震基準に適合した工事であることについて、建築士・登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書添えて申告してください。
問合せ 税務課 ☎557-7528

建物を新築・増築された方へ

町では、新築・増築した家屋の調査を行っています。この調査は、家屋に使われている材料や床面積などを直接伺って調査させていただき、固定資産税・都市計画税の基礎となる家屋の評価額を決定するものです。
町から文書等で、調査等の日程調整についてご連絡をさせていただきますので、ご協

年金

万が一のとき、国民年金にはさまざまな給付があります

国民年金の被保険者期間中に不慮の事故などにより亡くなったしまった場合、生計を維持されていた子のある妻、または子に遺族基礎年金が支給されますが、他にも国民年金から次のような給付があります。

【寡婦年金】

保険料納付済期間または保険料免除期間を合わせて25年以上ある夫が死亡した場合、10年以上継続して婚姻関係のあった妻に60歳から65歳になるまでの期間、支給されます。

【死亡一時金】

保険料納付済期間の合計が36カ月以上ある方が死亡した場合、遺族に支給されます。※保険料納付済期間には、一

適用範囲

部免除を受けていた期間も含まれます。半額免除を受けていた期間は半額免除期間の月数の二分の一が算入されることになり、同様に四分の一免除を受けていた期間は四分の三が、四分の三免除を受けていた期間は四分の一が納付済期間に算入されます。

減額割合

固定資産税額(家屋)の3分の1を減額

申告方法

原則として改修後3カ月以内に、省エネ基準に適合した工事であることについて、建築士・登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書、工事明細書や写真などの書類を添えて申告してください。

住民課

問合せ 青梅社会保険事務所 ☎0428(30)3410
住民課 ☎557-7578

お知らせ

町民意識調査にご協力ください

今後のまちづくりの基本となる第4次長期総合計画を策

適用範囲

町内在住の18歳以上の方の中から3000人を対象に、7月下旬に調査票をお送りしていますので、調査票が届いている方は、ご協力をお願いします。
問合せ 企画財政課 ☎557-7468

減額割合

固定資産税額(家屋)の3分の1を減額

申告方法

原則として改修後3カ月以内に、工事明細書または指定確認検査機関が発行した証明書や写真などの書類を添えて申告してください。

住民課

問合せ 秘書広報課 ☎557-7476

横田基地の訓練について

日程 8月9日(日)~14日(金)
※詳しい時間等は不明です。
内容 放送システム(継続的なサイレンや英語によるアナウンス)や地上爆発模擬装置などを使用した訓練を予定しています。
※町では周辺市と連携し、基地外に影響がないように要請しています。
問合せ 秘書広報課 ☎557-7476

河川の水質向上にご協力を
道路側溝、下水道に油等を流さないで

7月上旬、残堀川の箱根ヶ崎地区で、側溝を通じて油や生活排水と思われる汚れた水が流れ込みました。
雨水や浄化槽の水は、さまざまな経路を経て河川へ流れ込みます。油や塗料、生活排水の垂れ流しは、河川に生息する生物に悪影響を及ぼしたり、悪臭が発生するなど、みんなの憩いの水辺環境を損ねてしまいます。
河川の水質向上にご協力ください。

○下水道の接続可能地域の皆様は、接続にご協力ください。
○浄化槽を使用の皆様は、定期的な点検・清掃をお願いします。

生活環境課

問合せ ☎557-0544

